

## 議案第64号

富士見市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について

富士見市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第  
41号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年9月3日提出

富士見市長 星野光弘

### 提案理由

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、富士見市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を  
改正する条例

富士見市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第1中1の項を削り、2の項を1の項とし、3の項から8の項までを1項ずつ繰り上げる。

別表第2中17の項を削り、18の項を17の項とし、19の項から22の項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。